第二百八十八条第二項第二号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第二百八十九条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十六条まで、第五十二条、第百二条第一項及び第二項」を「第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の三、第五十三条の五から第五十三条の十一まで、第百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条中「第二十六条」を「第四十九条の二中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第四十九条の四」に、「第十四条第二項」を「第四十九条の八第二項」に、「第十八条中」を「第四十九条の十二中」に、「第百二条第二項」を「第百二十条の二第二項」に改める。

附則第三条中「（平成十五年厚生労働省令第二十八号）」の下に「附則」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第六条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第八条第一項中「第四十四条第六項第二号」及び「第四十四条第六項第三号」を「第四十四条第六項」に改める。

第九条第一項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「第四十四条第六項第四号」を「第四十四条第六項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

4　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第七条第四項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第四十四条第六項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	看護師又は准看護師

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

第四十四条第七項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第八項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第四十五条第一項ただし書中「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の下に「若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「（指定地域密着型サービス基準第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第四十七条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人（」の下に「登録定員が二十五人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員とし、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十二条中「第四十四条第六項各号」を「第四十四条第六項」に改める。

第六十四条中「及び第三十一条から第三十八条まで」を「、第三十一条から第三十六条まで、第三十七条（第四項を除く。）及び第三十八条」に改める。

第六十五条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第六十九条中「（法第八条の二第十七項」を「（法第八条の二第十五項」に改める。

第七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第八十五条中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条、第三十七条（第四項を除く。）、第三十八条」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第七条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十二条第一号中「第百四十条の六十六第五項」を「第百四十条の六十六第一号ロ⑵」に改める。

第二十八条第二項第一号中「第三十条第十三号」を「第三十条第十四号」に改め、同項第二号ニ中「第三十条第十四号」を「第三十条第十五号」に改め、同号ホ中「第三十条第十五号」を「第三十条第十六号」に改める。